

質問項目

2002年7月

当日の議論を、なるべく共通の認識の下で行えるようにするために、事前にパネリストの方々から以下の項目についての情報をお寄せいただきたいと思いますので宜しくお願いします。

1. 運営・利用実態

貴団体または貴国における代表的な ADR 機関についてお聞かせ下さい。

- (1) ADR の定義と種類
- (2) 仲裁または調停の受案件数と処理件数。できれば分野別に。
- (3) 仲裁判断または調停がなされるまでの期日頻度及び経過時間はおよそどのくらいか。対象事件の分野で違いはあるか。
- (4) 候補者名簿に記載されている分野別の人数はどのくらいか(弁護士以外にどのような資格・職業を有する人達がどのくらいいるか)。
- (5) 候補者名簿に記載されるためには、どのような要件が必要か(例えば一定の資格、経歴、専門性の要否など)。それは誰が決めるか。
- (6) 仲裁人または調停人の資質向上のための方策を講じているか。
- (7) 仲裁人または調停人に対する報酬はどのように定めてあるか。また、実際の数字はどうか。
- (8) 仲裁から調停または調停から仲裁に移行する手続がある場合、そのパネルメンバーは交代するか。

2. 裁判制度との関係

以下の事項で、法律に基づく場合はその条文を示して下さい。

- (1) 裁判が提起されたときに、裁判所は仲裁または調停に回付することはあるか。あるとしたら、それは民間の機関か、裁判所の中にあるものか。
- (2) 民間に回付した場合の仲裁、調停の経費はどのように負担されるのか。
- (3) 裁判所の監督はあるか。また、裁判所との間で何らかの連携はあるか。連携がある場合、裁判所はどのように関与するのか(例えば、証拠調べの協力、情報提供等)。
- (4) 調停が不調に終わった場合はどのように処理されるか。時効の取り扱いはどうなるか。
- (5) 仲裁判断または調停合意の内容について、それぞれに関する執行力の確保はどのようにするか。また、裁判所が関与することはあるか。

3. 個別的問題

- (1) 知的財産権関係事件のために、特別の規則が用意されているか。例えば特許の有効性について仲裁は可能か。
- (2) 仲裁が拒否される紛争はあるか。
- (3) コンピューター・ソフトウェア等に特化したような仲裁または調停制度はあるか。
- (4) コンピューター・ソフトウェアに関する紛争の場合、その技術的問題についての真相把握はどのように判断しているか。そのための人材確保はどうしているか。
- (5) 秘密保持についてどのように対処しているか(例えば、記録管理の方法、開示する範囲を代理人のみとする等)。
- (6) 迅速な解決のために、何か対策を講じているか。
- (7) 広報はどのようにしているか。利用者はどのようにして貴団体の制度を知ることができるのか。
- (8) オンライン ADR の対象とする紛争はどのようなものか。また、その利用状況はどうか。

4. 上記に関する事例がありましたら、その概要を別紙にてご紹介下さい。

以上